

害，另一方面也可能會助長仇恨言論在不觸及法則的範圍內達到最高潮。因此，與其相比，我認為更重要的是全體國民應致力建設禁止仇恨言論的社會，消彌仇恨言論法做為引導國民努力的理念法，期待其會牽引對既有的所有政策的有效利用³。愛努族政策實施推動法也宣布禁止以愛努族為由的一切歧視，以期待全體社會成員響應其旨意致力建設沒有仇恨言論的社會，同時，在必要的情況下，國民可利用以人權諮商為首的既有制度來解決具體問題。

愛努族政策推動本部在奧林匹克運動會結束後，即國家進行巨額財政支出的2020年以後，也將成為推動安定且具有持續性的愛努族政策之基礎，因此非常重要，可謂本法律中最重要的規定。自從內閣官房長官於2008年接收愛努族政策相關有識者懇談會報告書，以政府

責任來推動綜合性愛努族政策以來，已過10餘年，當時的檢討體制是以內閣官房長官之審批為基礎，政策實施是按年度預算措施來實行，所以其足下並非安定，且政策實施的持續性也沒有任何保障。在此情況下，新的法律規定設置愛努族政策實施推動本部，將制定和實施愛努族政策相關的基本方針，愛努族政策實施的企劃、立案、綜合調配納入國家責任體系內，以圖安定且具有持續性的政策實施，其意義極為重大。由此，愛努族政策終於成了國家正規政策。◆

◎譯者註

- 對於同年施行的消彌殘障者歧視法基本上也是以教育、啓發、諮商的方式試圖消彌歧視。

作者簡介 | プロフィール

常本照樹 (つねもと てるき)

北海道大学大学院法学研究科教授

北海道生まれ。専門は憲法学。1983年北海道大学大学院修了(法学博士)。カリフォルニア大学バークレー校、ロンドン大学SOAS及びハーバード大学研究員、北海道大学総長補佐、法学部長・大学院法学研究科長などを経て、現在、北海道大学大学院法学研究科教授。2007年から北海道大学アイヌ・先住民研究センター長を兼務。2008年から09年まで「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」、2009年から「アイヌ政策推進会議」の委員(政策推進作業部会長)を務める。アイヌ政策に関する著作として、「憲法はアイヌ民族について何を語っているか」松井茂記編『憲法を考える』(有斐閣2016所収)、「アイヌ文化振興法の意義とアイヌ民族政策の課題」北大アイヌ・先住民研究センター編『アイヌ研究の現在と未来』(北大出版会2010所収)など。



常本照樹 (TSUNEMOTO Teruki)

北海道大学研究所法學研究科教授

北海道出生。専長は憲法学。1983年北海道大学研究所卒業(法学博士)。歷經加州大學柏克萊分校、倫敦大學SOAS以及哈佛大學研究員、北海道大學校長輔佐、法學部長、研究所法學研究科科長等職務，現為北海道大學研究所法學研究科教授。2007年起兼任北海道大學愛努先住民研究中心主任。擔任從2008年起到09年為止的「愛努政策應採形式之相關專家學者懇談會」、2009年起的「愛努政策推動會議」的委員(政策推動作業部會長)。愛努政策相關著作有「憲法對愛努民族有什麼述說」松井茂記編《思考憲法》(有斐閣2016收錄)、《愛努文化振興法の意義と愛努民族政策的課題》北大愛努先住民研究中心編《愛努研究的現在與未來》(北大出版會2010收錄)等著作。

考古學中的去殖民地化：北海道考古學的課題

考古学における脱植民地化：北海道考古学の課題

Decolonization in Archaeology: The Issue of Archaeology in Hokkaido

文・圖 | 加藤博文 KATO Hirofumi

(北海道大學愛努・先住民研究中心教授)

譯者 | 陳由璋 (政治大學民族學系博士生、日本北海道大學愛努・先住民學講座博士生)

文責・図 | 加藤博文 KATO Hirofumi

(北海道大学アイヌ・先住民研究センター教授)

訳者 | 陳由璋 (政治大学民族学学科博士課程、北海道大学アイヌ・先住民学講座博士後期課程)



2013年から始まった「イランカラプテ」キャンペーンのロゴマーク。アイヌ語とアイヌ文様を組み合わせたデザインを使用し、アイヌ語の「こんにちは」で北海道的特色を押し出している。(出典：「イランカラプテ」キャンペーン推進協議会 <http://www.irankarapte.com/>)

2013年迄今產官學合作舉辦的irankarapte活動標誌。設計概念結合了愛努語與愛努紋樣。以愛努語的您好打造北海道的當地特色。(圖片來源：「イランカラプテ」キャンペーン推進協議會 <http://www.irankarapte.com/>)

先住民族

と考古学の関係は、1970年代以降の先住民考古学の展開に象徴されるように、大きく変化してきた。また世界考古学会議が1990年に研究倫理第一綱領を制定するなど、考古学においても、先住民族が保有する自らの文化遺産の権利について国際的な理解が進んでいる。

考古学における脱植民地化

学問の脱植民地化は、それぞれの領域が自らの歩んできた歴史を振り返り、研究理論や内部に抱える過去の植民地主義の影響を払拭し、先住民族との新たな関係構築を図ることによって進められてきた。考古学においても同様の傾向が見ら

原住民族

與考古學的關係，如同1970年代以後的原住民考古學開展所象徵般，一路以來有很大變化。另外世界考古學會議於1990年制定研究倫理第一綱領等事件，也在考古學中，對於原住民族保有自身文化遺產的權利，有國際性理解的進展。

考古學中的去殖民地化

學問的去殖民地化，則是回顧各自領域所走過的歷史，拂拭研究理論與內部所懷有的過去植民地主義之影響，透過試圖與原住民族建構新的關係之中，一路推展而來的。

- ① 社会・政治関係についての批判的分析 ① 針對社會・政治關係之批判性分析
- ② 研究に先立つ事前協議と成果の共有 ② 研究開始前的事前協議與成果之共有
- ③ 文化的景観と遺産に関する復権 ③ 文化景觀與遺產之相關復権
- ④ 祖先の遺体の返還 ④ 祖先遺體之返還
- ⑤ 考古資料の共同管理 ⑤ 考古資料之共同管理
- ⑥ 博物館展示計画への参画 ⑥ 博物館展示計畫之參與

考古学の脱植民地化アプローチ。
考古學的去殖民化途徑。

れ、脱植民地化へ向けた理論的構築が北米やオセアニアを中心に取組まれてきた。先住民考古学者 Margaret Bruchacによれば、考古学における脱植民地化とは、考古学の実践における先住民族との更なる協業や、考古学的基本的概念の再検討であるという。また先住民族の文化遺産に関わる研究者が研究倫理に沿った研究を実践することによって、内部に存在する植民地主義的影響を排除することが可能となるとされる。

脱植民地化に向けた具体的な取組としては、第1図に示すようなアプローチが提示されてきた。いずれも考古学の実践と深く関わる項目であり、今後日本においても文化財保護法などとの整合性を検討する必要がある。

考古学之中也看得到相同的傾向，朝向去殖民化了的理論性建構則一直以來是以北美與大洋洲為中心投入進行。依據原住民考古學者 Margaret Bruchac 的說法，所謂的考古學中的去殖民化，是於考古學的實踐中與原住民族有更進一步合作、以及重新檢討考古學的基本概念。另外，藉由實踐與原住民族文化遺產關聯的研究者依循研究倫理之研究，是可能排除內部所存在的殖民主義性影響。

以朝向去殖民化了的具體性投入方式來說，一路下來所提示的途徑如同（圖1）所示。無論是哪一項目都與考古學實踐有深厚關聯，即使在今後的日本也有必要檢討與文化資產保護法等之間的整合性。

アイヌ民族の遺骨・副葬品の返還問題

2018年12月26日に日本政府は、「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続きに関するガイドライン」を公表した。日本国内12大学に保管されているアイヌ民族の遺骨と副葬品は、これに基づいて各大学が返還手続きに取り組むことになる。公立博物館が保管するアイヌ遺骨と副葬品についても文化庁が再調査中であるが、同様の返還手続きが進められることになろう。

第1図に示したように先住民族の祖先の遺骨返還は、考古学における脱植民地化のアプローチの一つとして位置付けられる。先住民族にとって返還は、単に祖先の遺骨の保管場所からの移動に留まらない。祖先の遺骨の帰還は、過去の植民地主義や同化政策の過程で奪われてきた先住民族の権利復権の象徴でもある（第2図）。

愛努民族的遺骨 陪葬品之歸還問題

2018年12月26日日本政府公開發表「大學保管愛努遺骨等其出土地區之歸還手續相關方針」。日本國內12大學保管的愛努民族的遺骨與陪葬品，由各大學依據此方針進行歸還手續。也對公立博物館保管的愛努遺骨與陪葬品，由文化廳進行再次調查並仍在進行中，但應該會進行相同的歸還手續。

如圖1所示原住民族祖先遺骨歸還，是被定位在考古學中的去殖民化途徑之一。對原住民族來說，歸還不單僅是從祖先遺骨保存場地的移動而已。祖先遺骨的歸還，也是象徵過去殖民主義與同化政策過程中，一路來被剝奪的原住民族權利之復権（圖2）。



浦河町杵臼での祖先の遺骨の再埋葬（2016年7月17日筆者撮影）。
於浦河町杵臼重新埋葬祖先遺骨（2016年7月17日筆者拍攝）。

先住民族の文化遺産返還の歴史は、1950年代に遡る。1958年にニュージーランドのネピーヤ博物館から地域コミュニティへの返還がその嚆矢とされる。その後、第3図に示すようにアメリカやオーストラリアにおいて、先住民所有地内の文化遺産の所有権認定やアボリジニの文化遺産の返還権の認定が進んだ。特に1990年に制定された「アメリカ先住民墓地保存・返還法」は、その後の世界各地の先住民族の遺骨や文化遺産の返還運動に大きな影響を及ぼした。

先住民族の返還問題への取組は、各国の考古学会でも見られる。オーストラリア考古協会は、会員に考古学調査での先住民視点の重視や、考古学調査への先住民の参画を求め、研究倫理ガイドラインの参照を指示している。またカナダ考古学協会も研究倫理を定め、会員の義務として先住民文化遺産の保護に加え、先住民遺骨と関連遺物の返還を求めている。国際的な学会においても同様の取組が見られる。2016年に京都で第8回大会を開催した世界考古学会議は、従来の考古学史の批判的見直し、脱植民地的な理論構築を明確に宣言した。また研究倫理指針を定め、先住民族の文化遺産の権利と返還の重要性を明記している。

脱植民地化と時期（時代）区分

返還問題の対象は、現在大学や博物館に保管されている遺骨や副葬品に限らない。今後の開発に伴い出土する遺骨や副葬品についても、返還や再埋葬をアイヌ民族と協議していく必要がある。その際に生じる問題に、対象とする遺骨や副葬品の帰属年代（時代）がある。

本誌第81期6月号で蓑島栄紀氏も指摘したよ

原住民族の文化遺産歸還の歴史、可回溯至1950年代。1958年由紐西蘭的納皮爾博物館（Napier Museum）歸還回地區社群為其嚆矢。之後，如同圖3所示在美國與澳洲，推動了原住民所有地內的文化遺產所有權認定與澳大利亞原住民（Aborigine）的文化遺產歸還權的認定。特別是1990年所制定的「美國原住民墓地保存・歸還法」，造成之後世界各地的原住民族的遺骨與文化遺產的歸還運動相當大的影響。

對於投入原住民族歸還問題，也能於各國考古學會中看見。澳洲考古協會要求會員於考古學調查重視原住民的視點、原住民參與考古學調查，並指示參照研究倫理方針。另外加拿大考古學也訂定研究倫理，以會員義務加入原住民文化資產保護，要求原住民遺骨與相關遺物的歸還。國際性的學會之中也看得到同樣的投入。2016年世界考古學會議於京都所舉辦的第8屆大會，會上對既有考古學史進行批判性的重新檢視，明確地聲明進行去殖民地的理論建構。另外訂定研究倫理方針，明文紀錄原住民族的文化遺產的權利與歸還之重要性。

去殖民地化與時期（時代）區分

歸還問題の対象，不限於現在大學與博物館所保管的遺骨與陪葬品。針對伴隨今後的開發所出土的遺骨與陪葬品，其歸還與重新埋葬也是必須要去與愛努民族進行協商。於此之際所產生的問題，則是對象的遺骨與

1958	ニュージーランドのネピーヤ博物館がマオリの遺体をホークス・ベイのコミュニティへ返還 紐西蘭納皮爾博物館將毛利族人遺體歸還給豪克斯灣的社區。
1966	アメリカで「国家遺産保全法」が制定 *部族の所有地におけるアメリカ先住民の文化遺産の権利を明示。 美國制定「國家遺產保全法」 *明確表示部落所有地中美國原住民的文化遺產權利。
1972	オーストラリアで「ヴィクトリア州考古学・アボリジニ遺産保全法」が成立 *アボリジニ文化遺産の先住民コミュニティへの返還を規定。 澳洲成立「維多利亞州考古學・澳洲原住民遺產保全法」 *規定歸還給澳洲原住民文化遺產的原住民社區。
1974	トゥルガニニの研究利用の禁止と再埋葬勧告 先史学・人間生物学諮問委員会が王立タスマニア協会に対して、最後のタスマニア人とされたトゥルガニニ（1876年没）の研究利用の禁止と再埋葬を勧告 楚格尼尼的研究利用禁止與重新埋葬之勸告 史前學・人類生物學諮詢委員會對皇立塔斯曼尼亞協會，勸告禁止研究利用與重新埋葬最後的塔斯曼尼亞人楚格尼尼（1876年没）
1979	アメリカで「考古学資源保護法」制定 *アメリカ先住民の部族所有地における発掘管理権と部族所有地から出土した考古学資料の返還請求権を認める。 美國制定「考古學資源保護法」 *承認美國原住民的部落所有地中的發掘管理權與從部落所有地出土的考古學資料歸還請求權。
1984	オーストラリアで「アボリジニおよびトレス諸島民遺産保護法」制定 *オーストラリア国内の博物館に保管されるアボリジニの遺体が地域へ返還される。博物館に保管されるアボリジニの遺体の研究利用にアボリジニの許可が必要となる。 澳洲制定「澳洲原住民與托雷斯群島民遺產保護法」 *澳洲國內博物館所保管的澳洲原住民遺體歸還給地區。博物館所保管的澳洲原住民遺體之研究利用須取得澳洲原住民許可。
1989	アメリカで「国立アメリカインディアン博物館法」が制定 美國制定「國立美國印地安博物館法」
1990	アメリカで「アメリカ先住民墓地保存・返還法」が制定 美國制定「美國原住民墓地保存・歸還法」
1990	イギリスとオーストラリアが先住民の遺体の国際返還に関して政府間合意 英國與澳洲就原住民遺體之國際歸還達成政府間合意
2007	第61回国連総会で「先住民の権利に関する国際連合宣言」が採択 第61次聯合國總會通過「聯合國原住民族權利宣言」

先住民の文化遺産返還運動の変遷。
原住民族的文化遺產歸還運動之變遷。

うに、北海道の既存の時期（時代）区分には課題が残されている。アイヌ考古学を研究する瀬川拓郎氏や関根龍人氏も指摘しているように13世紀以降の時期（時代）区分としての「アイヌ文化期」は、物資文化で区分される文化段階に民族名を使用するという致命的な欠陥を含んでいる。この用語の不適切さに起因して、あたかもアイヌ民族自体の成立（出現）が13世紀以降に過ぎず、アイヌ民族自体の存在が13世紀を遡らないという間違った認識が生じている。このような誤解が一般に生じたことについて考古学は責任を負っている。

なぜこのような問題が生じたのか、その背景を考えてみると、以下の状況が確認できる。そもそも北海道の時期（時代）時期区分には、時空間的に物質文化単位で集団を捉える考古文化と、社会経済段階として区分される時期（時代）区分が混在している。本来、考古学では、一定の時空間の枠組みの中で物質文化に反映された地域文化を考古文化として表現し、長期的には社会経済的特質や、政治的単位に基づいて特定の時期（時代）区分を行う。この点において北海道の先史文化については、縄文文化、続縄文文化を含めて時期区分と、その名称についての再検討が必要である。

北海道の歴史は、アイヌ民族の祖先集団が長い時間的な経過の中で社会文化史を構築してきたものである。民族集団としての中核は、歴史的過程において外部集団との統合も含めて、時代や文化を超えて連続した系統性を持っている。ある段階で突然に民族集団が発生するものではない。一方で集団が作り出す文化は、其々の時代的な背景、社会経済的、政治的影響を受けて変容していく。

陪葬品の歸屬年代（時代）。

也如同本刊第81期6月號袁島榮紀先生的指摘，北海道既存時期（時代）區分之中仍留有課題。研究愛努考古學的瀬川拓郎先生與關根龍人先生也指出做為13世紀之後的時期（時代）的「愛努文化期」，是採用民族名稱用來區分物資文化的文化階段這件事是具有致命性的缺陷。由此用語的不適當性為起因，產生出似乎愛努民族本身成立（出現）只不過是13世紀之後，愛努民族本身的存在不追溯至13世紀如此的錯誤認知。針對此般誤解衍生出了一般性這件事，考古學是被背負起了責任。

為什麼會發生如此問題，我們試著從其背景來思考後，可以確認出以下的狀況。原本最初對北海道的時期（時代）區分裡，是把時空間上以物質文化單位來掌握集團的考古文化，以及以社會經濟階段所區分出的時代（時間）區分混合在一起。本來，以考古學來說，於一定的時空間的框架之中，將反映物質文化的地區文化做為考古文化來表現，長期性則依據社會經濟性特質與政治性單位進行區分特定時期（時代）。在這一點下就北海道先史文化，含括縄文文化、續縄文文化，時代區分與其名稱都有必要重新檢討。

北海道的歷史，是由愛努民族的祖先集團在長時間的過程之中所建構出來的社會文化史。做為民族集團的核心，在歷史過程之中也包含了與外部集團的統合，具有超過時

年代	時期（時代）区分		考古学文化	袁島（2018）	
	既存の時期（時代）区分	既存時期（時代）区分			
1868-2019?	近代植民地期 近代植民地期	近現代		近現代	近現代
1669-1868	植民地化前期 植民地化前期		複数の地域アイヌ文化の併存 複数の地域愛努文化	アイヌ文化期（中世） 愛努文化期（中世）	アイヌ文化期（中世） 愛努文化期（中世）
13世紀-1669	民族文化形成期 民族文化形成期	（歴史）アイヌ文化期 *時期（時代）区分として適正？		アイヌ文化期（中世） 愛努文化期（中世）	アイヌ文化期（中世） 愛努文化期（中世）
5世紀-13世紀	集団移動・接触期 集団移動・接触期	擦文文化期 擦文文化期 オホーツク文化期 鄂霍次克文化期	トビニタイ文化など Tobinitai文化等 擦文文化 オホーツク文化 鄂霍次克文化	擦文文化期 オホーツク文化期 擦文文化期 鄂霍次克文化期	アイヌ史的古代 愛努史的古代
紀元前3世紀-紀元7世紀		続縄文文化期？ *時期区分として適正？ 続縄文文化期？ *作為時期区分は否適合？	後北式文化など 後北式文化等 恵山式文化 真山式文化	続縄文文化期（後半期） 続縄文文化期（後半期）	続縄文文化期（前半期） 続縄文文化期（前半期）
c.14,000-紀元前3世紀	複雑狩猟・採集期 複雑狩猟・採集期	縄文文化期？ *時期区分として適正？ 縄文文化期？ *作為時期区分は否適合？	大洞系土器文化など 大洞系土器文化等 円筒下層文化 円筒下層文化 石刃鐵文化 石刃鐵文化	縄文時代 縄文時代	縄文時代 縄文時代
c.35,000-c.14,000年前	初期狩猟・採集期 初期狩猟・採集期	旧石器文化期 舊石器文化期	土器 土器 細石刃文化 不定形剥片石器群 細石刃文化 不定形剥片石器群	旧石器時代 舊石器時代	旧石器時代 舊石器時代

北海道の時期（時代）区分。
北海道的時期（時代）區分。

アイヌ民族の歴史を反映する北海道の考古学的な編年は、このような基礎的理解に立ち返り、地域単位の考古文化の変遷に基づきつつ、それぞれの時期の社会経済的特質を反映した時期（時代）区分をアイヌ史として新たに構築する必要がある。

もう一つの脱植民地化：アイヌ語地名と遺跡名

1997年の「二風谷ダム建設差し止め訴訟」では、考古学が失われた地域の歴史的記憶と文化的景観の可視化に大きく貢献することが明示された。しかし、この判決後も、文化財保護制度において先住民族文化遺産やアイヌ民族からの視点での歴史文化遺産の見直しは行われていない。

ここで提起したいのは、遺跡名称の問題である。新たに確認された遺跡は、遺跡名を冠して歴

代與文化並連續下來的系統性。並非是突然在某個階段突然產生民族集團。一方面集團所產生的文化，是受到其時代性背景、社會經濟性、政治性影響後改變型態下去。

反映愛努民族歷史的北海道的考古學編年，回歸上述的基礎性理解，基於考古文化的文化集團的變遷，同時有必要將區分反映各時期的社會經濟性特質的時期（時代）做為愛努史加以重新建構。

另一個去殖民地位：愛努語地名與遺跡名稱

1997年「二風谷水壩建設停止訴訟」中，顯示出考古學對於所失去的地區歷史性記憶與文化景觀可視化有相當大的貢獻。但是，該判決後，也未於文化資產保存制度上進行原住民族文化遺產與從愛努民族的視點之歷史文化遺產檢視。



史文化遺産として登録される。北海道の遺跡の多くは、アイヌ語に起源を持つ地域に所在する。遺跡の登録過程において、担当する考古学者が遺跡の所在する地域のアイヌ語地名に配慮し、遺跡名を登録することで、遺跡はアイヌ語地名と深く結び付けられて記録されることになる。

2019年に日本政府は、アイヌ民族を日本の先住民族と認める法制度を整備した。北海道の歴史文化遺産をめぐる議論は、まだ明確には動き出していない。先住民族としてアイヌ民族が権利回復を進めることが今後重要である。歴史文化遺産の脱植民化は、その一歩と言える。◆

在此我想提及遺跡名稱的問題。新被確認出的遺跡，會冠上遺跡名稱後以歷史文化遺產方式加以登錄。北海道的許多遺跡，都在有愛努語起源的地區。在登錄遺跡的過程中，負責的考古學者會考慮遺跡所在地區的愛努語地名後，登錄遺跡名稱，遺跡則與愛努語地名有深刻連結後被記錄下來。

2019年日本政府整備了法律制度以承認愛努民族為日本的原住民族。就北海道的歷史文化遺產的議論，仍未有明確的舉動。做為原住民族，愛努民族推動權利回復此事為今後的重要部分。歷史文化遺產的去殖民化，可說是此部分所跨出的一步。◆

作者簡介 | プロフィール

加藤博文 (KATO Hirofumi)

北海道大学アイヌ・先住民研究センター教授

1966年北海道夕張市生まれ。筑波大学大学院博士課程歴史人類学研究科単位取得退学。1990年から1991年旧ソ連政府奨学金留学生としてイルクーツク国立大学に留学。1996年から1998年まで日本学術振興会特別研究員。1998年から2000年まで筑波大学大学院修士課程地域研究研究科文部技官。島根県立大学助手を経て、2001年から北海道大学大学院文学研究科北方文化論講座助教授に就任。2010年より北海道大学アイヌ・先住民研究センター教授。専門は考古学・先住民考古学の国際比較研究。主要著作として、『いま学ぶ アイヌ民族の歴史』（若園雄四郎と共編）山川出版社（2018年）、『先住民族の遺骨返還—海外における先住民考古学としての取り組み—』、先住民考古学シリーズ第1集、先住民考古学研究室（2018）、「Hokkaido Sequences and the Archaeology of the Ainu」. Encyclopedia of Global Archaeology, Springer（2018）、Indigenous Heritage and Tourism: Theories and Practices on Utilizing the Ainu Heritage（Mayumi OKADAと共編）, Center for Ainu and Indigenous Studies, Hokkaido University（2014）。

加藤博文 (KATO Hirofumi)

北海道大学愛努・先住民研究中心教授



1966年北海道夕張市出生。筑波大学大学院博士課程歴史人類学研究科単位取得退学。從1990年到1991年以舊蘇聯政府奨学金留學生於伊爾庫次克國立大學留學。從1996年到1998年為止為日本學術振興會特別研究員。從1998年到2000年為止筑波大學大学院碩士課程地區研究研究科文部技官。經歷島根縣大學助教，從2001年就任北海道大學大学院文學研究科北方文化論講座副教授。從2010年為北海道大學愛努・先住民研究中心教授。專業領域為考古學、原住民考古學的國際比較研究。主要著作為《現在學習 愛努民族的歷史》（與若園雄四郎共編）山川出版社（2018年）、《原住民族的遺骨歸還—於國外作為原住民考古學之投入工作》、原住民考古學系

列第1集、先住民考古学研究室（2018）、「Hokkaido Sequences and the Archaeology of the Ainu」. Encyclopedia of Global Archaeology, Springer（2018）、Indigenous Heritage and Tourism: Theories and Practices on Utilizing the Ainu Heritage（與Mayumi OKADA共編）, Center for Ainu and Indigenous Studies, Hokkaido University（2014）。